

国庫短期証券の最低額面金額について

国庫短期証券の最低額面金額については、平成 29 年 4 月 1 日以降、
以下のとおりとする。

(現状)

1,000 万円

⇒

(変更後)

5 万円

なお、平成 29 年 3 月までに発行した国庫短期証券のうち、平成 29
年 4 月 1 日以降に償還されるものについては、平成 29 年 4 月 1 日以
降、最低額面金額を 5 万円とする。

(以上)